

案

大阪城天守閣条例施行規則の一部を改正する規則

大阪城天守閣条例施行規則（昭和24年大阪市規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(利用料金の減免) 第2条 条例第5条第2項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、条例第10条第5項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、同条第1項に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）を減額することができる。 (1) 教職員が引率する<u>高等学校若しくは高等専門学校（これらに準ずるもの（特別支援学校の高等部を除く。）を含む。）の生徒又は大学（これに準ずるものを含む。）の学生</u>の団体で大阪城天守閣（以下「天守閣」という。）を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）が当該教職員を含み15人以上であるもの 条例第10条第1項に規定する観覧料（以下「観覧料」という。）の5割に相当する額 [(2)・(3) 略] [2 略]	(利用料金の減免) 第2条 [同左] (1) 教職員が引率する<u>高等学校（これに準ずるもの（特別支援学校の高等部を除く。）を含む。）の生徒</u>の団体で大阪城天守閣（以下「天守閣」という。）を観覧しようとする者（以下「観覧者」という。）が当該教職員を含み15人以上であるもの 条例第10条第1項に規定する観覧料（以下「観覧料」という。）の5割に相当する額 [(2)・(3) 同左] [2 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。